

現行	改正後
<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>((1) ②も参照のこと。)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</p> <p>(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に</p>	<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 1 項第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>((1) ②も参照のこと。)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</p> <p>(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に</p>

現行	改正後
<p>表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。</p> <p>映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、顧客の特性等に応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。</p> <p>特に、規則第 211 条の 30 第 1 号の規定に基づき、「注意喚起情報」の項目のうち、上記(1)②イ、(キ)及び(コ)について、顧客から署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置を講じているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p>	<p>表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。</p> <p>映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、顧客の特性等に応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。</p> <p>特に、規則第 211 条の 30 第 1 項第 1 号の規定に基づき、「注意喚起情報」の項目のうち、上記(1)②イ、(キ)及び(コ)について、顧客から署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置を講じているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p>
<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号までの書面の交付による説明を行っているか。</p> <p>また、保険契約者からは規則第 211 条の 30 第 1 号による書面</p>	<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号までの書面の交付による説明を行っているか。</p> <p>また、保険契約者からは規則第 211 条の 30 第 1 項第 1 号によ</p>

現行	改正後
<p>を受領した旨の署名又は押印を 得る措置を講じているか。</p> <p>(4) インターネットによる保険募集については、規則第 211 条の 30 第 2 号に規定する措置がなされているか。契約締結にあたっては、規則第 211 条の 30 第 1 号に規定する受領書を徴しているか。また、その対応について、職員並びに少額短期保険募集人の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(5)～(14) (略)</p>	<p>る書面を受領した旨の署名又は押印を 得る措置を講じているか。</p> <p>(4) インターネットによる保険募集については、規則第 211 条の 30 第 1 項第 2 号に規定する措置がなされているか。契約締結にあたっては、規則第 211 条の 30 第 1 項第 1 号に規定する受領書を徴しているか。また、その対応について、職員並びに少額短期保険募集人の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(5)～(14) (略)</p>
<p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第 234 条第 1 項第 5 号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保 (3) ⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号、規則第 211 条の 31 及び規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号に規定する措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p>	<p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第 234 条第 1 項第 5 号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保 (3) ⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 項第 1 号、規則第 211 条の 31 及び規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号に規定する措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p>
<p>Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p>

現行	改正後
<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-3-3-1(4)）が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-3-3-1(4)）が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
<p>Ⅲ-2-6 アームズ・レンジス・ルール</p> <p>法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 3 の承認申請があったときは、当該申請をした少額短期保険業者が同条に掲げる取引又は行為をすることについて規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条（第 1 号を除く。）に掲げるやむを得ない理由</p>	<p>Ⅲ-2-6 アームズ・レンジス・ルール</p> <p>法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 3 の承認申請があったときは、当該申請をした少額短期保険業者が同条に掲げる取引又は行為をすることについて規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条第 1 項（第 1 号を除く。）に掲げるやむを得ない理由</p>

現行	改正後
<p>があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>(1) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条第 3 号に該当する場合 ①～④ （略）</p> <p>(2) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条第 4 号に該当する場合 少額短期保険業者が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。</p>	<p>い理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p> <p>(1) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条第 1 項第 3 号に該当する場合 ①～④ （略）</p> <p>(2) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 54 条第 1 項第 4 号に該当する場合 少額短期保険業者が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>Ⅲ-2-16</u> 同一事項に関する少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の届出の取扱い</p> <p>同一の事項に関して、少額短期保険業者及び当該少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険業持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、少額短期保険業者及び少額短期保険持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。</p> <p>① 法第 272 条の 21 第 1 項第 2 号、法第 272 条の 42 第 2 項第 4 号 ② 規則第 211 条の 55 第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2、規則第 211 条の 86 第 2 項第 6 号</p>

現 行	改 正 後																												
<p>【様式・参考資料編】 申請書等様式集 I 少額短期保険業者等関係 別紙様式 I - 2 4</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">子会社の本店の所在地変更届出書</p> <p>子会社が本店の所在地を変更することについて、保険業法第 272 条の 21 第 1 項第 6 号及び<u>保険業法施行規則</u>第 211 条の 55 第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本店又は主たる 事務所の所在地</td> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>変 更 の 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	子会社の商号又は名称			本店又は主たる 事務所の所在地	変 更 前		変 更 後		変 更 予 定 日	年 月 日 ()		変 更 の 理 由			<p>【様式・参考資料編】 申請書等様式集 I 少額短期保険業者等関係 別紙様式 I - 2 4</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">子会社の本店の所在地変更届出書</p> <p>子会社が本店の所在地を変更することについて、保険業法第 272 条の 21 第 1 項第 6 号及び<u>同法施行規則</u>第 211 条の 55 第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本店又は主たる 事務所の所在地</td> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>変 更 の 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	子会社の商号又は名称			本店又は主たる 事務所の所在地	変 更 前		変 更 後		変 更 予 定 日	年 月 日 ()		変 更 の 理 由		
子会社の商号又は名称																													
本店又は主たる 事務所の所在地	変 更 前																												
	変 更 後																												
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												
変 更 の 理 由																													
子会社の商号又は名称																													
本店又は主たる 事務所の所在地	変 更 前																												
	変 更 後																												
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												
変 更 の 理 由																													

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行		改 正 後	
<p>変 更 に 係 る 費 用</p>			
<p>添付書類 [1・2 略]</p>		<p>添付書類 [1・2 同左]</p>	
<p>別紙様式 I - 3 6</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">特定関係者（又は特殊関係者）との間の取引等に係る承認申請書</p> <p>特定関係者との間において、取引又は行為をいたしたく、保険業法272条の13において準用する<u>保険業法第100条の3</u>ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。</p>		<p>別紙様式 I - 3 6</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">特定関係者（又は特殊関係者）との間の取引等に係る承認申請書</p> <p>特定関係者との間において、取引又は行為をいたしたく、保険業法272条の13において準用する<u>同法第100条の3</u>ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。</p>	
<p>添付書類 1 別紙様式 I - 3 6 の 2 (加える。)</p>		<p>添付書類 1 別紙様式 I - 3 6 の 2 2 <u>申請者に関する次に掲げる書類</u> (1) <u>最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面</u></p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>2</u> その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p><u>及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を 知ることができる書類</u> <u>(2) 当該承認後における収支の見込みを記載した書類</u> <u>(3) 規則第 54 条第 2 項第 2 号に規定する条件を記載した書類</u> <u>(4) 規則第 54 条第 2 項第 2 号に規定する条件の決定が取締役会の決議を 要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録</u> <u>3</u> その他参考となるべき事項を記載した書類</p>